

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
代表者 代表取締役 松村 明
問合せ先 ストラテジック・オペレーション・サービス
マネージャー 本間 浩一

当社株式の監理銘柄（確認中）指定理由の追加について

当社株式につきまして、平成 22 年 1 月 15 日付にて大阪証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、本日（平成 22 年 2 月 23 日）、大阪証券取引所より発表がありました通り、当社の株式は、監理銘柄（確認中）指定の理由が追加されましたので、ここに至った経緯および今後の対応につきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（確認中）指定理由の追加に至った経緯

当社株式は、大阪証券取引所（ヘラクレス市場）の平成 22 年 1 月 12 日から本日（平成 22 年 2 月 23 日）の株式市場終了をもって、浮動株（※）時価総額が 30 営業日連続して 6 千万円未満となり、大阪証券取引所の上場廃止基準（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 3 項第 5 号）に該当したため、すでに平成 22 年 1 月 15 日付で監理銘柄（確認中）に追加指定された当社株式につき、平成 22 年 2 月 24 日から監理銘柄（確認中）への指定理由の追加がなされたものです。

ただし、今後 6 か月間の間に、5 営業日連続して浮動株時価総額が 6 千万円以上となれば、本追加条項に関しては監理銘柄（確認中）の指定が解除されることとなります。また、監理銘柄（確認中）指定期間中における当社株式の売買取引については、特別な制約はなく、従来通りの取り扱いとなります。

また、平成 22 年 1 月 15 日付の監理銘柄（確認中）追加指定に関しましては、平成 22 年 1 月 14 日にお知らせしました通りで変更はございません。

（※）浮動株＝役員及び上場株式数の 10%以上を所有する株主並びに上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社を除く株主が所有する株式

（ご参考）当社の該当する上場廃止基準の概要

浮動株時価総額（浮動株式数に日々の終値を乗じた数値）が 30 営業日連続して 1 億円未満である場合において、以後 6 ヶ月の間に 5 営業日連続して 1 億円以上とならないとき。

（平成 22 年 1 月から 12 月までの間は、「1 億円」とあるのは「6 千万」として適用）

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例 第 17 条第 3 項第 5 号

2. これまでの経緯

当社株式は、平成 22 年 1 月 8 日付で「外部調査委員会の調査報告及び過年度決算の訂正について」の開示を行いました。この開示内容から、大証より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移及び訂正報告書を提出した後の大証の審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されています。また、当社は平成 22 年 1 月 14 日付で過年度の訂正有価証券報告書等を提出いたしました。第 10 期（平成 21 年 5 月期）訂正有価証券報告書における純資産の額が 2 億円未満（少数株主持分を除く）、及び、利益の額が 5,000 万円未満であり、また平成 22 年 1 月 14 日の 29 日前（休業日を除外）である 11 月 30 日以後、上場時価総額が 30 日間連続して 21 億円未満となったため、平成 22 年 1 月 15 日から監理銘柄（確認中）に指定されています。

3. 今後の対応

今後とも、大阪証券取引所での上場維持に最大限努力して参る所存です。

なお、本件に関する具体的な方策等につきましては現在検討中であります。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以 上